

基本ルールTF

議事録（法務省ヒアリング）

- 1．日時：平成19年4月6日（金）14：30～16：15
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
- 3．項目：民法改正の検討状況について
- 4．出席：法務省民事局参事官室 参事官 筒井健夫
規制改革会議 安念主査、福井委員、大橋専門委員、山下参考人

（法務省関係者入室）

安念主査 お忙しいところ、ありがとうございました。

私どもは、基本ルールタスクフォースと称しまして、個別の規制というよりも、規制を横断的に横ぐしを刺したような観点からながめてみようというところなんです。

何で民法がそもそも規制なのかとおっしゃるだろうと思うんですが、これはビジネスの世界からすると、従わなければならないルールは、みんな規制でございますから、私法も規制と言えば規制という観点から、ある種の規制であろうと思っております。最近、民法、とりわけ債権法について、抜本的な見直しの作業が行われているやに伺いました。それはそれで制定から長い時間が経ったのだから当然かもしれないけれども、この前、平仮名にしたばかりという思いもあり、一体いかなる御意図があるのか伺いたいのです。

特に私ども法務省の方々に対しては、大変信頼を申し上げているんですが、余り日本の法律学者というものについては、信頼していない。なぜ信頼していないのかというと、日本の法律学者の発想は、どちらかというとモラル・エコノミー。例えば価格というものが、需要と供給の関係で事後的に決定される。あるいは経済の各プレーヤーの役割が、言うなれば、事後的に決定されるというのではなくて、あえて極端な言い方をすれば、正しい価格というものがある、正しいプレーヤーの役割というものがある、とお考えのようです。この正しいというのが厄介で、どうも我々の目から見ると、妄想のようなものをお持ちのように見える。

例えば一部の民法学者は、定期借家に大変反対なさって、家主というのはこういう役割であるべきだ、とこのような発想をなさる方が割合に多いものですから、今回もそのような発想から法改正に取組まれるのでは、率直に言って、ビジネスにとって、大変迷惑だと心配をしておりますので、所管の官庁である法務省に、今どういうふうになっているのかを教えていただこうという趣旨でございます。お忙しいところ、誠に恐れ入ります。

筒井参事官 机上にペーパーを御用意させていただきました。法務省民事局参事官の筒井でございます。

安念主査 お忙しいところ、ありがとうございます。

筒井参事官 それでは、私の方から、ごく簡単ですが、説明させていただきます。

今、お尋ねのありました債権法に関しまして、お配りさせていただきました資料のように、抜本的な見直しということで、これから取り組んでいきたいと考えております。

見直しをしようとした契機になりましたのは、今、安念先生からお話がありましたように、やはり制定から 110 年が経ているということがありまして、条文だけからはわからない、判例、学説によって補充されている解釈といったようなものが多数あって、そういう意味では、規定の透明性というものに、いささか欠けている面があるのではないかと。こういう問題意識が 1 つはございます。

それから、諸外国、特に日本の民法の制定において、大きな影響のあったドイツ法、フランス法、ドイツ法は既に大きな改正が近年行われましたし、フランスにおいても、近い将来の見直しに向けた動きが非常に顕在化しているといったことも背景としてはございます。

そういったことも参照しながら、100 年以上経過した中で、我が国における民法、特に債権法、債権法の中でも契約を中心とした部分を念頭に置いておりますけれども、そういったところについて、新しい理念で何か作り直すとするれば、どういうことが考えられるのかといったことで、これから見直しの作業を進めていきたいと考えております。

ただ、抜本的な見直しということで、目標としては、そういうふうに掲げたわけなんですけれども、いかんせん、去年はそういう方針でこれからやっていこうということを決めたばかりで、具体的に何をやっているんだと言われると、省内における準備的な検討作業の段階でございますので、これから徐々に私どもも勉強してまいりたいし、いろんな形で御意見も承っていききたい。そういうふうにして、進めていきたいと思っております。

資料に書きましたように「1 見直しをする範囲」として、念頭に置いておりますのは、基本的に民法の債権編なんですけれども、その中で、特に契約に関する部分ということで、いわゆる債権総論の部分から契約の部分を中心に念頭に置いております。不法行為、不当利得、事務管理といった法定債権に関する部分は、関係する形で見直しが及ぶ可能性はありますけれども、当初からそこを大きく見直そうという意図は持っておりません。

一方で、契約に関するということでは、民法総則に置かれております法律行為に関するような規定、そういったところも必要に応じて見直しの対象に含めていこうといったことを、今は考えております。

「2 作業の進め方」ですが、今、申しましたように、現在、第 1 段階として、基礎的な準備的研究をこれから進めていこうと思っております。基礎的な研究としては、これまでの我が国における判例・学説の蓄積を調べるということと、諸外国の動向を十分調べていくことを念頭に置いております。しかるべき準備的研究の時期を経た上で、第 2 段階として、「法制審議会」を中心とした検討に進んでいきたいと考えております。

準備的研究の段階において、私どもは私どもとして、省の中で勉強していききたいと考えておるんですが、民法の研究者の方で、これから法務省が見直しをすることに対応して、研究者による自発的な研究組織として「民法（債権法）改正検討委員会」が昨年 10 月に創設されまして、非常に有益な場であろうということで、これには私も参加して、そこでもいろいろ研究を進めていきたいと考えております。

現在の状況は以上のとおりでして、一体何をやるんだといったことは、まだこれからということですので、せっかくのヒアリングの機会ですけれども、特に申し上げることはないんですが、見直しをする範囲については、今、申し上げたようなことを考えているところです。

ついでにもう少し申し上げますと、民法制定以来、非常にたくさんの特別法が制定されてきましたけれども、今回はそこまで網羅的に見直しの対象に含めるというのは、力量としても非常に難しいでございますので、基本的には民法本体をベースに考えていこうと考えております。ですから、例えば借地借家法のようなものは、今回、直接の見直しの対象とはしないと、今のところ考えております。

安念主査 そうすると、勿論まだ固まったものがありではないんでしょうけれども、契約の章だとすると、債権の中でも、例えば相殺とか債権譲渡といったようなところは、直接の対象ではないわけですか。

筒井参事官 債権総論に属しています。

安念主査 そうか。総則の中ではあるんですね。

筒井参事官 そういう意味では、債権譲渡といったようなものも検討の対象には含めていこうと考えております。

安念主査 そうすると、債権譲渡に関するかなり技術的な特別法ができていますけれども、やはりそれも視野に入ってくるわけですか。

筒井参事官 無視して検討することができないという意味では、必ず参照すべきものではありませんけれども、この機会と一緒に改正することを念頭に置いているわけではないです。

安念主査 例えば登記の特例について、民法本体の中に織り込んでしまうと、そういうような、言わば野心的というか、今のところそういうお話ではないんですか。

筒井参事官 そこまでは構想していません。

安念主査 なるほどね。タイムスケジュール的には、どんな感じなんですか。法制審に入ってしまうと、どれだけとは言えないでしょうけれども、準備的研究はいつごろまでなさる御予定なんですか。

筒井参事官 具体的なスケジュールについては、やり始めたばかりですので、目標としても、まだ持っていないんですが、今、御参考として申し上げました、研究者による「民法（債権法）改正検討委員会」が、2年半を目途に改正の基本的な指針といったような、研究者の意見をとりまとめるということを目標としておりまして、これが開始してから2年半ですので、平成21年3月が目途になっております。私どもとしても、基本法たる民法の債権法部分についての見直しということからすると、法務省内部での準備的研究自体にも相当の期間を要すると思われれます。そして、このような準備作業を行う中においては、様々な情報収集活動を行う必要があり、先ほど申し上げた研究者による指針も見させていただくことになると思われるので、早くてもそれ以降ということになると思います。

安念主査 わかりました。

委員の側からいかがでございましょうか。

福井委員 例えば何を変えるんですか。何の腹案もなくして見直しをやるというのであれば、それは行政庁として、あるまじきスタンスでしょう。そうではなくて、一定の腹案があるというのだらば、きちんと最初の段階で、例えばこれとこれは変える方向であるなどということをつたえて、批判を仰いでください。手続きの進め方がおかしいと思う。一切白紙なのか、想定しているものが1個でもあるのか、どちらですか。

筒井参事官 想定しているものはございません。

福井委員 では、一体何をやるんですか。抜本の見直しといっても、普通、立法を行うときには理由があってやるわけです。例えばこの条文が現代のこういう課題に対応していないとか、あるいは判例が分かれていて、解決がつきにくいとか、そういうものとして想定しているはずなんです。今の民法の契約法の規定で、実務に対応できないような具体的な問題が一切ないのであれば、それは法を変えてはいけないということです。あるのだらば、それが何かを想定した上で立法過程の俎上にのせるというのが、立法を担当する行政庁関係者の当然のマナーのほうなんです。あるいは最低限のモラルといってもいいかもしれない。それをちゃんと聞かせていただきたいんです。

筒井参事官 もしそうだとすれば、私どもは具体的な立法作業に入る前の準備的な研究を、今、始めたとして御理解いただいた方がいいんだと思います。

福井委員 準備に当たって、行政庁として、完全に白紙だということはありません。

筒井参事官 そうでしょうか。民事の基本法ですので、判例・学説などが条文のすき間を埋めてきている。民法100年の歴史の中で、そういうすき間にあるもの、それが規定の透明性を妨げているのではないかという抽象的なことです。

福井委員 それを聞きたいんです。例えばどの条文のどの判例の分かれ方が、規定の透明性を妨げているということなんですか。

筒井参事官 今、具体的にこれといって例示を挙げるようなことは、まだ考えていないということをおっしゃっているわけですか。それでは御納得いただけないでしょうか。

福井委員 それは理解できない。行政庁として着手するのだらば、例えばこの事項について何らかの解決が必要だということで、恐らく今おっしゃったすき間を埋めるということも、そういうことを念頭に置かれているんだと思いますが、何も仮説がなくてやるということはありません。そんなことを本気で考えておられるのでしょうか。

例えば何なのですか。判例で分かれているということ等について、この場で1つでも2つでも例を挙げられないようでは困ります。

安念主査 例えば、規定が明瞭でないから困るとか、時代の流れに逆らってしまっているのを変えてもらいたいとか、要するに、困っていることを是正するということです。例えば民法772条であれば、具体的に困っている人がいるわけですか。そういう需要が果たしてあるのかなというのが、私はちょっと不思議な感じはするんです。

筒井参事官 そういうことはいろいろあるだろうとは思いますが、特に、今、例を挙げて説明するように、特定のものについて、ここの部分を直したいからという形で、今回、見直しの作業に

着手しようとしたわけではありません。抽象的な説明を繰り返しますけれども、この間の条文の規定だけからわかりにくくなっているであろうもの、そういったものを拾い上げて、全体として、どんな見直しがあり得るのかといったことを検討しておるわけでございます。

福井委員 「あろうもの」というのは、あるだろうと推測されているわけですね。だったら、推測している根拠を1つでも、2つでも、今この場で教えてください。

筒井参事官 特にそういう形はございません。

福井委員 一切想定があり得ないんだったら、そんな立法はやる必要はないわけで、あるかもしれないと思うから始めるんだったら、あるかもしれないことの素材になっているものを、具体的に御提示いただかないとおかしいと思う。

安念主査 御省としてないとおっしゃっても、学者の先生方はやっぺらっぺらるわけですね。彼らはどんなことをおっしゃっているんですか。

福井委員 研究会とおっしゃいましたが、よくわからないのは、それは法務省の組織ですか。

筒井参事官 違います。

福井委員 法務省として、公的な位置づけがあるんですか。

筒井参事官 公的な位置づけはございません。私どもも準備的研究をする中で、民法研究者を中心とした「民法（債権法）改正検討委員会」が設置されております。

福井委員 10月にできたんですね。聞いています。それには法務省としての位置づけはないんですね。

筒井参事官 有益な研究会であろうということで、私どもも参加しております。

福井委員 参加というのは、どういう資格でですか。法務省を代表してということなのか、法務省職員一個人として勉強のためにということなんですか。

筒井参事官 法務省の職員として、民法を所管している者として、有益であろうということで参加しております。

福井委員 情報収集ということですね。

筒井参事官 そうです。

福井委員 そうすると、その研究会は、位置づけられているのが法務省の組織であるとか、法務省の検討の何らかの一翼を担うというわけではないんですね。

筒井参事官 そうではないです。

福井委員 先ほど平成21年3月に、法務省として法的に何の位置づけもない組織の検討結果が出てから立法に着手するとおっしゃいましたが、それがまた理解に苦しむ。法務省の公式研究会でもない研究会の結果を踏まえて、なぜ法務省、内閣ないし政府がその拘束を受けて、検討に着手するのが、その時期以降になると考えるのか。その法的論拠はなんですか。

筒井参事官 拘束とは申し上げておりません。

福井委員 なぜその結果を待たないといけないんですか。なぜその研究会の動きにだけ、法務省が検討スケジュールを合わせないといけないんですか。

筒井参事官 法務省での準備的研究にも時間を要し、その間に研究会の報告も予定されていると

ということで、それらの情報収集活動をした上で、次のスケジュールを決めようと考えていると申し上げたわけです。

福井委員 その研究会は、例えばだれもが傍聴自由で、議事録もすべてホームページに公開されていて、そこでの意見陳述などがオープンなものになっていますか。

筒井参事官 そのこと自体は、改正検討委員会がお決めになることだと思いますが、現在、聞いておりますのは、全体会議の議事録については、すべてホームページで公開する。

福井委員 議事はどうなっているんですか。

筒井参事官 議事の公開ですか。

福井委員 はい。

筒井参事官 議事録を通じて公開すると聞いております。

福井委員 それがまたよくわかりません。最近ですと、いろいろな審議会でも、議事も公開というのが主流になりつつあるのは御存じのとおりだと思います。

要するに、もしそうであれば、念押しですが、法務省の位置づけが一切ないところで決まった事柄について、しかも、その議事も公開されていない。議事録は後で出るかもしれないけれども、そういうような位置づけの組織の検討結果が、法務省の公的な検討と連動するという枠組み自体について、そういう不透明な形での検討が組織法的に正当だとお考えになる根拠がありますか。

筒井参事官 御質問の御趣旨が私はよくわかりません。

福井委員 政府としてやるのであれば、政府の中でしかるべき公的な、要するに、情報公開などのさまざまな法的規律の拘束を受ける公的組織でおやりになるというのであればわかります。なぜ、民間の有志の研究者の集まりにすぎないものに、そこにだけ筒井さんが出られて、しかも、その検討結果を踏まえて、公的な検討に着手されるという。少しおかしくはありませんか。

筒井参事官 それだけに参加しているのは、まず誤解だと思います。

福井委員 ほかにそういう組織はあるんですか。

筒井参事官 今日の議事は公開されているのでしょうか。

福井委員 公開されます。

筒井参事官 そうであれば、特定の団体名を挙げるのは、差し控えたいと思いますが、他に債権法についての見直しの研究会を企画、実行されているような団体もございまして、そこにも私は参加しております。

福井委員 そうすると、その中で、平成 21 年 3 月に検討が終わることになっている特定の研究会の終了だけを念頭に置いて、公的な検討スケジュールを決められるという根拠は何ですか。なぜ数ある組織の中の 1 つにだけコミットされるんですか。

筒井参事官 その検討結果について、何か拘束されるとか、スケジュール的に拘束されるというわけではありません。

福井委員 それが終わってから、法務省の検討を始められると先ほどおっしゃったではないですか。

筒井参事官 ですから、それに拘束されているとは考えておりませんが、少なくとも、その検討

結果が出た後に、それも参照させていただく。

福井委員 なぜ「少なくともそこ」なんですか。他のところはともかく、なぜ少なくともその検討結果が出ないと、公的な検討ができないんですか。その組織について、何か予め別格の扱いがあるんですか。

筒井参事官 有益なものが得られるであろうと思うから、それを見てからにしましょうと申し上げています。

福井委員 その組織だけが有益な結果を出すであろうと思っておられるわけですか。

筒井参事官 そこだけがとは思いませんが、少なくとも、その団体から出されるであろう意見は、有益なものであろうと考えています。

福井委員 理由は何ですか。その組織の検討結果が具体的にすばらしい提案をお持ちだということ、文章によって確認済みなんですか。

筒井参事官 それは検討結果を見てみないとわかりませんので、内容に拘束されていないということをおっしゃっています。

福井委員 内容に拘束されないけれども、その検討結果はすばらしいものになって、コミットするに値するであろうという根拠はなんですか。先ほどから非常におかしなことをおっしゃっておられるように思います。

筒井参事官 そうですか。何がおかしいと思っておられるのか、私にはわかりません。

安念主査 例えば私が手弁当で、民法の債権法の要否を考える検討会をつくったといたしましょう。私なら多分現状でよい。よいという意味は、民法が尊いからいいとか、そういう意味ではなくて、こんなものは変えてもしょうがない、変えるに値しないという意味で、そんな作業はしなくていいという結果を多分出すだろうと思います。もし私がそういう検討委員会を立ち上げたとしても、その結果を待って、法務省の中での内部的なスケジュールもお始めになりますか。多分そうはおっしゃらぬでしょう。しかし、それはなぜなんだろうなと思います。

福井委員 よくわかりませんが、例えば民間の研究会が、具体的に現在の民法の、言わば 100 年経った法律の解釈について、非常にすばらしい整理のある、言わば国民の生活や経済の改善に寄与するような新しい立法提案を出された。それが数ある優れた提案を出されているので、その検討結果について、内容を尊重して、更に詰めた議論をやるとういうのなら、我々も内容をお聞きして、そういうすばらしい検討組織による有意義な結果であれば注目に値するという評価を差し上げることはあるかもしれない。

しかし、先ほどからお聞きしていると、その検討組織も、あるいは筒井さんなり民事局自身にも、具体的な腹案は何もないわけですね。だとしたら、中身を何も決めていない組織の結論結果に、特に重きを置いて、政府としての検討を始めようというのは、荒唐無稽な提案といわざるをえない。ちゃんと公的な根拠を持ってほしい。検討には政府のリソースを投入するわけです。貴重な人的資源や予算を投入するわけですから、「何かいいものが生まれるかもしれないから、何の当てもないけれどもやろう」ということに公金や公的組織を使わないでいただきたい。抜本的に検討体制や手続きの在り方を見直していただく必要があると思います。検討の仕組み自体が非常におかしな仕組

みを前提として始まっていると、今お聞きした限りでは申し上げざるを得ない。

筒井参事官 そうでしょうか。準備的な段階だということを、繰り返し申し上げております。

福井委員 準備であるのであれば、どこかの民間人が一方的に言っているというのではなくて、政府の一翼を担う法務大臣、法務省民事局として、例えば今の民法のこの条文の混乱について、あるいはこの判例の不統一について、このような立法措置が合理的であるということについて、きちんと理路整然とした、言わば我々に対してだけでなく、国民に対しても納得のいくような説明を、まず腹案として示していただくのが先決です。

筒井参事官 しかるべき時期に、そういうことは当然すべきであろうと思いますが、そういうことに至る前の準備的な研究に着手することを、今、申し上げているわけです。

福井委員 それであれば、準備的な研究は法務省の責任でやっていただきたい。

筒井参事官 現在、我々が準備的な研究に着手しております。

福井委員 私的な研究会として、私的というのは、先ほどからお聞きしているような法務省として何も位置づけていないような研究会としてではなく、法務省の民事局の責任における検討組織をつくられて、その中で検討されるのが筋でしょう。

安念主査 それは私もちょっと疑問です。そういうことをおやりになる、別に法制審でもなくてもいいです。法務大臣あるいは民事局長の私的な諮問機関という位置づけは、幾らでも可能であるはずなのに、なぜそういう、言わば常套手段をおとりにならないのかは、私もやや不思議な感じはせぬでもないです。

筒井参事官 今回、具体的に報道されたこともあって、御関心を持っていただいたのか、今回こういう説明の機会を与えていただいたわけですが、今後のスケジュールについて、私どももまだ確定的なものを持っていないわけです。いつまでに立法をやるということであれば、それに向けて法務省の中に研究組織をつくって動かしていく。その後に法制審議会にというスケジュールを立てることもあり得るわけです。

繰り返しになりますけれども、まず準備的な研究を進めてみよう。民法の債権法の改正ですから、突然、来年やれと言われてもできるものではありません。そういう意味で不断に研究を続けていく必要はあるだろうと考えております。

そういう中で、今、福井先生から民間のということを繰り返し言われましたけれども、それはそのとおりなんです、そういう研究組織ができて、検討が行われるということですので、我々も関心を持って参加してみましよう。勿論それが出た上で、内容を見た上で、その後のことは考えますし、その段階で私どもが必要があると思えば、政府の中に研究組織をつくって、更に内容を詰めていく。あるいは経済界など、いろんなところからの意見を聞くような機会をもっとつくっていく。そういうことも当然考えなければいけないと思っております。そういったことよりも、まだ前の段階のあくまで準備的に私どもが所管している民法について、勉強してみようということを現時点では申し上げているということでございます。

福井委員 この資料も公開されますが、今日いただいた紙には、「民法について、抜本的な見直しを行う」とあるのは、法務省の公文書ですね。見直しを行うという結論を公文書において決めて

おられるわけです。結論を決めておられることについての準備段階がいつの間にか民間で始まっている。そんなことが正常な行政過程の在り方だと本気で思われているんですか。

筒井参事官 ですから、民間で行われていることは参考までに申し上げただけです。

福井委員 見直しを行うのであれば、一体それは何ですかということです。しかも、準備段階というのであれば、政府の責任で準備を行うべきでしょう。筒井さんが個人で参加される勉強会ではなくて、筒井さんが事務局を務められる民事局の勉強会をつくられて、そこにたまたま民間のいろんな提言をされたり、研究をされている方が参加される。それならわかります。何の腹案もない段階で、自分のところでは一切基礎的勉強の組織もつくりえず、どこかほかでやっている私的な勉強会に公職を持つ自覚を持ちつつ自分が参加する。しかも、情報公開法制の適用も受けないところでの議論を受けて検討を進める。それ自体が異常なことだと、本当に思われませんか。

筒井参事官 検討結果を受けて検討するとは申し上げておりませんので、私どもは私どもで準備的な研究を進めていこうと思っております。

福井委員 先ほど、私的研究会が取りまとめる「指針を見させていただいた上で、今後のことを決めていきたいという考えを持っております」とおっしゃったことと矛盾していませんか。それはどういうふうに進めるんですか。それがむしろ重要ですが、法務省としては、どういうふうに進められるんですか。

筒井参事官 ですから、今日もスタッフが来ておりますけれども、私どもも担当者を置いておりますから、そういったメンバーでこれまでの判例・学説の蓄積を調べ、諸外国の法制を調べ、そういったことをやりつつ、一方で、研究者の民間の団体での研究にも参加してみようということがございます。

福井委員 例えばこういうことですか。筒井さんは複数出ておられるとおっしゃいましたが、要するに、公人として出ておられるのであれば、そこでの議論の経過について、政府部内で共有されることについて、ここでお約束いただけますか。

筒井参事官 どういうことですか。

福井委員 例えば筒井さんが出られた会合についてのすべての議事録は、規制改革会議事務局に逐次お届けいただく。それを我々とも共有していただく。

筒井参事官 各団体の性質によるだろうと思います。

福井委員 逆に言えば、そういうことについて、してもらっては困るという団体の会合に公人が出るのは問題ではないでしょうか。

筒井参事官 そうでしょうか。

福井委員 はい。

筒井参事官 議事録の公開、非公開によって、公開している団体でなければ、私どもは参加してはいけないという御趣旨をおっしゃっているのでしょうか。

福井委員 我々と共有できる、ないしは民法についての公の見解として参考にされるというのであれば、当然それは公にさせていただくべきものだと思いますが、いかがでしょうか。

筒井参事官 情報について、規制改革会議に関連する事項で、法務省が提供すべきものについて

は、いろいろな形で御提供することについて基本的に異存はございませんけれども、情報公開のいかんによって、私どもが参加できる会合が制約されると私は考えません。その点については、共有できないと思います。

ただ、今お話がありました「民法（債権法）改正検討委員会」に関しましては、先ほども申しましたように、議事録がホームページ上で公開される扱いになることが決まっておりますから、それに関しては、勿論そのルートで情報を入手されることも可能でしょうし、私どもも公開されるものとして受け取っております議事録については、情報提供することは可能でございます。

福井委員 しかし、疑問なのは、筒井さんなり民事局が何かスタンスを持ってやられるのであれば、直接、我々と議論をさせていただければ、政府部内の話として、それで済む話です。

ところが、自分には腹案はない。法務省にも腹案はない。民間組織のいろいろな議論の行方次第で、自分たちがどうするか決めるといっているのであれば、それは言わば自分たちが行うべき検討について、情報公開の制約を受けない民間に、脱法行為的に情報共有をしにくいようにわざわざ検討をさせて、水面下でコントロールされているというような、李下に冠を正す疑わしい振る舞いをされていると判断せざるを得なくなってしまうのです。

もしフェアに検討されるのであれば、やはり李下に冠を正されない方がよろしいのではないのでしょうか。それが私どもの提案です。そうであれば、ちゃんと情報を共有できるようなところで、オープンにしていだけるような民法改正論議を、筒井さん御自身が参加されるのであれば広く情報も共有していただくのが筋のはずです。情報を隠す必要があるような組織の検討に、わざわざ公職者としての立場で参加される必然性があるのか。政策判断として本当に妥当でしょうかということ問いかけているわけです。

筒井参事官 私的な団体の情報を公開するかどうかは、それぞれの団体が御判断されることだろうと思います。その御判断がよほど不合理なものであれば、私は参加すべきではないという判断もあるだろうとは思いますが、必ずしもそうとは言えないんだろうと思います。

今、委員の方が主に念頭においておられる「民法（債権法）改正検討委員会」に関しましては、繰り返し申し上げているような形での情報公開が図られると聞いておりますので、その組織の在り方として、私は合理的であろうと思います。ですので、その団体の検討に参加することには問題ないだろうと思います。

福井委員 それが私的な勉強会であれば、勉強されるということでもいいんですが、しかも、法務省として抜本的な見直しの方針を決める前の全く白紙の段階で、何らかの情報収集ということであればとにかく、少なくとも、「見直しを行う」ということについて、現時点で既に結論を決めていらっしゃるわけです。しかも、事実上、公的な検討と連動した私的な組織が外にあるというのは、きわめて問題のある検討体制なり、政策の進行の方法ではないかと強く疑問を持ちますので、追ってあり方について文書なりで御相談させていただきます。

安念主査 筒井さん御自身のお振る舞いについて、我々がとやかく申し上げる立場ではないかもしれないが、今日の社会経済情勢に適合させるために抜本的な見直しを行う、と書いておられる以上は、110年前、明治29年の民法では、現在の社会経済情勢に適合しないと御判断になっている

からこそ、こういう御作業があると思うんですが、それなのに、具体的にはここがこう困るというのではない。しかし、横では学者が勉強しているのは見ます。結局のところ、何をお考えなのかがよくわからない。

福井委員 失礼ながら、外部民間組織を何からの隠れみに使おうとされているかのごとき印象を持たざるを得ないのです。それは行政の在り方としておかしいと思います。

安念主査 もう少し、御省なりのスタンスを承ることができるかなと楽しみにしておったんです。

福井委員 無責任でもあります。政府として見直すんだと言いながら、具体例は1つも申し上げられる段階にないというそんなおかしな話は、どこで通る常識ですか。

筒井参事官 もう少し具体化してきた段階で、そういうことを議論させていただいた方がいいかと思います。

福井委員 具体化していないのがおかしいと申し上げているんです。

筒井参事官 ご発言の趣旨はわかります。

福井委員 抜本見直しを行うという結論は決めて、それを公文書で公表されているお方が、イメージすら1つも例を挙げられない。それは異常なことでしょう。今、こんなレベルの議論していること自体、公的機関相互でそんなことを議論しているのかというぐらいの由々しき事態です。

大橋専門委員 別のことでいいですか。

安念主査 どうぞ。

大橋専門委員 つまらないことだけれども、参事官が先ほどから何回も言っている民法の抜本的改正に取り組むという意思決定は、具体的にどんなレベルで決めたのか。つまり、今日出していた資料は、ある意味では、閣議決定みたいなところで、方針として決めたものなのか。それとも法務省なのか。民事局なのか。はたまた筒井参事官の決定なのか。だれなのか。抜本的改正の作業をすることは、だれがどういう場で決めたのか。そこを教えていただきたい。

筒井参事官 勿論、法案を提出するというのであれば、いろんなレベルでの決定を順次積み上げていくことになると思うんですが、あくまで見直しを行う。要するに、私の担当すべき作業として、こういう作業をこれからやっという決めたわけですから、これについては、担当者である私だけではなくて、民事局として、作業を行っていくことを決めておりますし、そのことについては、法務大臣にも当然報告しております。

福井委員 そのときに、省内の議論においても、あるいは大臣への報告事項においても、予定されている問題点、条文や判例は、何も想定しておりません、という前提で話を進めておられるんですか。

筒井参事官 債権法全体はどんな見直しが考えられるのかを、これから勉強してまいりたいということで説明させていただいております。

福井委員 そうであれば、なおさら、見直しをされるかどうかは、検証した結果次第ですね。とにかく法を直すんだ、と結論を先取りするようなことを、何も腹案も仮説もない段階でされるのは、やはり差し控えられた方がよろしいかと思います。何事も責任を持って検証した上で結論は決めていただきたい。

筒井参事官 見直しということしか、まだ申し上げていませんが、改正をするかどうかに関して
はという御趣旨でよろしいのでしょうか。

福井委員 そうです。

筒井参事官 それはそのとおりだと思います。

福井委員 要するに、法改正をするかどうかは、現在の条文や判例の動向に何か問題があるとい
う結論が出てからだということですね。

筒井参事官 はい。

福井委員 見直しというのは、文字通り、見て必要なら直すということだけですね。

筒井参事官 そうです。

福井委員 チェックをするということですね。

筒井参事官 はい。

福井委員 もう一つは、そうは言っても、こういう雲をつかむような話で先々進められるという
ことについて、我々は大変懸念を持っておりまして、先ほどからおっしゃっている私的な勉強会な
りの構成員の方が、個人名で公表されたものでも、連名のものでも結構ですが、民事局なり筒井さ
んが、ある程度、念頭に置いておられる、理由はわかりませんが、なぜか大事だと考えておられる
学者や民法の立法提案をされているような方のエッセイなり論文なり書き物、特に具体的な民法改
正、特に債権法の改正に関わるような書き物を、できましたら来週前半ぐらいのうちに、収集いた
だいているもの、未収集のものを含めて、一式を事務室の方にお届けいただけますでしょうか。

筒井参事官 どういったものをそろえればよろしいのでしょうか。おそらく膨大なものがあるだ
ろうと思います。

福井委員 立法論に関わるものに限定していただいて結構です。

安念主査 これは必須だというものを2、3本でもいいから、とりあえず教えていただけませ
んか。これだけは読みなさいというものです。

福井委員 例えば議論が行われているものの中で立法論として有力だと思われるものでも結構
です。何のイメージもないところで議論するのも不毛ですので。

筒井参事官 わかりました。情報提供ということで、規制改革会議に関連する事項について、法
務省が提供すべきものについて、いろいろな資料を提出させていただくことについては、全く異存
はございませんけれども、ただ「民法（債権法）改正検討委員会」と、それに参加されている方あ
るいは複数の方が別に何かを公表されているかどうかは「民法（債権法）改正検討委員会」の議論
がどうなるかということとは、全く無関係であることを留保させていただいた上で、別にこうい
うものを書いていらっしゃるということでもいいですね。

福井委員 勿論です。いろいろ気にしておられる勉強会だから、やはり構成員の方の動向は我々
も気にしておいた方がいいと思いますので、そういう意味での情報提供をしていただければと存じ
ます。

筒井参事官 先ほど申し上げた留保付きということで、承知いたしました。

安念主査 勿論それは学者個人のものでしょう。

福井委員 もう一つは、私どもの方から何らかの形でお伝えすることになるとと思いますが、何らかの見直しをするのに、改正事項ゼロだということは、通常余り想定されていないことですから、何らかの改正を行うときの検討体制としては、国民や立法府に対しても、説明責任を果たすことができるような、法務省の直営組織を速やかに立ち上げてやっていただきたいと思います。法制審議会でも結構です。要するに、筒井さんが事務局として責任を持って、我々とも立法府とも議論をしていただいたり、説明をしていただけるような組織に検討は委ねるべきであって、腹案段階とか予備調査段階であっても、民間団体での調査のみが公的なコミットの下に先行することは、基本的に好ましくないと思いますから、速やかに公的な組織で検討をお始めになることをお願いしたいと思います。

筒井参事官 具体的な改正の準備を進めていく中で、そういうことが必要になるのは間違いないと思いますので、その段階においてという限りでは、全く異存はございません。

福井委員 タイミングとしても、できるだけ早くということですが。例えば今年度の前半期ぐらいには着手していただいた方がよろしいのではないかと思います。

筒井参事官 繰り返しになりますが、あくまで準備的研究なので、時期を限って、一定の組織をといたようなことを、今お約束するのは難しゅうございますが、基本のお考えについて異存があるわけではございません。

福井委員 できるだけ早くということですが。要するに、法制審議会の直前まで私的な勉強会が続いて、例えば1か月間だけ、オーソライズのためだけに別の組織が運営されて、法制審に移るといったことは避けていただきたいのです。極端な話そういうことを懸念しているわけです。

筒井参事官 仮に時期的にそうなったとしても、法制審議会自体が幅広く国民各層の意見を聞きながら、具体的な検討内容を詰めていく審議会だと思います。

福井委員 先ほどからお聞きしていますと、その前に大方を決めてしまうおつもりのようだから、なおさらそれが心配です。

筒井参事官 そうは申し上げておりません。それは誤解だと思います。ですから、時期に関しては、何もお約束できませんけれども、基本のお考えについて異存があるわけではございません。

福井委員 できるだけ早い段階で公的な検討組織での検討に着手していただきたい。

筒井参事官 法制審議会を含めたという意味で、必要が生じた段階でという趣旨であれば異存ございません。

福井委員 問題意識はある程度御理解いただいていると思いますけれども、契約法については、筒井さんも造詣の深い借地借家法を始め、契約に対する裁判所・司法の強行規定的介入というのは、規制改革会議から見ますと端的な規制なのです。基本的には、民法秩序に対して任意規定以外の強行規定の要素が混入してくるという動きは、勿論事柄によっては、合理的な強行規定もないとは言えませんが、強行規定のシェアが増大するとか、絶対数が増大することについては、規制の強化ではないかという懸念を持ってウオッチせざるを得ない、という職務上の使命を帯びているのです。

安念主査 それは当然です。

福井委員 ですから、特に民法の中の強行規定について、何らかの見直しを行うことについては、すべて少なくとも規制改革の検討対象には端的に当たります。そういう観点から考えると、後になって、規制改革の観点から面倒な調整が生じる事態は、お互いに避けた方がよいと思いますから、事前にできるだけつまびらかに情報を提供いただいて、無用な規制強化ではないかといった余分な議論が生じないように御協力いただければ幸いです。

強行規定の増加でないにしても、任意規定の意思推定規定などもいっぱいあると思いますけれども、条文が不明確であること自体が、規制改革の観点からいうと資源配分の効率性を阻害するし、取引の安全を阻害する、というような要素からみて問題にもなりえます。仮に任意規定に属するような領域でも、例えば取引費用だとか情報の非対称に関わる場所は、やはり規制改革会議の重要な関心事項になりますので、そういう点についても、極力規制改革の趣旨に合うような法改正をしていただくことが重要だと思っています。御協力の程お願いしたいと思います。

安念主査 済みません。ちょっと延びてしまっていますが、山下参考人何かございますか。

山下参考人 お招きいただきありがとうございます。私の素朴な疑問に、お答えいただける範囲で、質問させていただければと思います。明治時代につくられた民法が、既に、100年以上の変遷の中で、特別法もでき、明治時代と現在とは、まず、国民生活の環境が著しく変化し、国民の意識や商慣行が変わり、時代の背景が全く異なるので、改正が求められることは時代の流れではないか、という認識が、私にはあります。例えば、電子債権など、法務省が経済界等の具体的な要望などを踏まえ、動産公示制度の実現にも取り組まれました。現在、不動産だけではなくて、動産を含む鑑定のある方や資産の評価が問われ、特許や著作権等の知的財産を信託の対象にするなど、債権の概念と取り巻く状況が変わってきました。特に、今通常国会で、サービサー法を議員提案により改正しようとしています。サービサーは、現在、国家予算をはるかに超えた190兆円ぐらいの債権の取扱額になり、サービサー誕生時の処理の対象や分野も変わりました。時代の要請というのはあると思いますが、債権法の見直しについては、経済界とか金融界あるいはACCJのような関係者から、改正の要求の声を耳にします。法務省に、公式、非公式を問わず、そういう見直しの要求があれば、お聞かせいただきたい。また、そういうことに対する認識も、一言、コメント等をいただければ、と思いますが、いかがでしょうか。

筒井参事官 大変重要な御指摘だろうと思います。債権法の見直しというものを、もし具体的に進めていく場合には、国民各層、経済界、今、例として挙げられましたような中小企業といったような、さまざまな方の御意見は、幅広く聴取していく必要があるだろうということは、当然のこととして、私どもも認識しております。今後、具体化していくに従って、そういう機会を必ず持つように心がけていきたいと考えております。

福井委員 これまでの段階では、経済界とか、取引当事者の立場に当たるような方から、この条文について、使い勝手が悪いといったたぐいの要望なり、陳情は寄せられていないんですか。

筒井参事官 今回、改めてこういう作業をやるということで、何かを聞いたというようなことはございません。日常的にいろんな改正要望とか、そういったようなものは、私どもの耳には入って

まいますけれども、特に改めてこちらから何かを聞いたとかということは、まだやっておりません。

福井委員 先ほどの学者の皆さんの説を収集していただくということなんですが、あとは法務省として把握しておられる、特に債権法絡みのところで、判例が分かれているもの、十分に決着がまだついたら言い難いような論点として代表的なものについて、これも後ほど資料でお示しいただきたいと思います。主なもので結構ですから、債権法全体で、例えば 50 個とか 100 個程度で結構です。

筒井参事官 相当あるだろうとは思いますが。

福井委員 余り細かいのはいいのです。ある程度多くの経済当事者に関心があるかもしれないと思われるような、どちらかという最高裁判例などで明確に整理されたわけではないような論点について、できるだけわかりやすい形で、一覧のような形で教えていただけるとありがたいのです。

安念主査 総則については、相当ありますね。

筒井参事官 網羅的でないということは、勿論、今のお話でもそうだったと思います。

福井委員 網羅的でなくても結構です。代表的なもので結構です。

筒井参事官 代表的なといっても、代表として何をチョイスするかというのも、またいろいろ難しゅうございます。若干お時間をいただいた上で、原資料とともに、そのような形にして、お届けするという具合でよろしいでしょうか。

福井委員 結構です。

筒井参事官 それについては、先ほどの研究者が出されている著作というものについては、来週中にもお届けできるとは思いますが、今の判例のことについては、若干お時間をいただいてよろしいですか。

福井委員 できれば、連休前ぐらいの方がありがたいです。

筒井参事官 わかりました。

福井委員 明確に条文にはないけれども、最高裁で決着がついているというようなものはいいいんですけれども、射程距離がどこまで及ぶのかわからない最高裁判例しかないとか、下級審しかないなどが、多分大きな論点になりやすいところではないかと思えます。その辺で重要と思われるようなものを、別に網羅でなくても結構ですので、イメージが全く我々もわからないものですから、例えばどういう論点があるかについて、勉強をさせていただきたいんです。

福井委員 もう一つは、最高裁も含めて固まっている。例えば短期貸借保護みたいな、最高裁も出て固まっているけれども、その固まり方では、実務の方で非常に支障があるという批判が強かったとか、あるいはこの判例を前提にすると、何らかの意味で取引当事者なりが困るというような、そういう批判なり要望なり、学会の批判が強かったようなものでも結構です。両方の観点、あいまいだという観点と、固まってはいるけれども、いろいろと使い勝手が悪いという批判があるという観点の、代表的なもので結構ですので、教えていただければと思います。

安念主査 ですから、あくまで、例えばで結構です。

福井委員 別にそれをやるという意味ではなくても結構です。

安念主査 網羅的である必要は勿論ありません。

筒井参事官 例として何を挙げることができるか、今イメージできません。

安念主査 わかりました。

福井委員 それは改正見込み事項ということではないのです。だから、安心して示していただきたい。

筒井参事官 ですから、時期も含めて、お約束しかねるんですけども、検討してみますということだけは、今お約束させてください。ちょっと難しいということです。

福井委員 難しく考えないでいいという前提でやってください。

筒井参事官 検討してみます。

安念主査 どうもありがとうございました。大分時間が延びて申し訳ございません。今日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(法務省関係者退室)